

入 札 説 明 書

国立水俣病総合研究センター
ネットワークシステム構築及び
機器賃貸借・保守等業務

国立水俣病総合研究センター

はじめに

国立水俣病総合研究センターネットワークシステム構築及び機器賃貸借・保守等業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 鈴木 弘幸

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 国立水俣病総合研究センターネットワークシステム構築及び機器賃貸借・保守等業務
- (2) 特質等 別添仕様書による
- (3) 業務期間 契約締結日から平成30年3月31日まで
- (4) 納入場所 熊本県水俣市浜4058-18
国立水俣病総合研究センター
- (5) 入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の中で営業品目「電気・通信用機器類」又は「役務の提供等」の中で営業品目「賃貸借」において、開札時まで「A」、「B」又は「C」級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に参加した者であること。
- (6) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒867-0008 熊本県水俣市浜4058-18

国立水俣病総合研究センター総務課経理係 太田 一弘

電話0966-63-3111 F A X 0966-61-1145

(2) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成25年11月15日(金) 14時00分から

場所 国立水俣病総合研究センター内会議室

※1 平成25・26・27年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の審査結果通知書の写しを必ず持参すること。

※2 参加者多数の場合は1社1名とする場合がある。

5. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成25年12月27日(金) 14時00分

場所 国立水俣病総合研究センター内会議室

熊本県水俣市浜4058-18

(2) 入札書の提出方法

ア. 入札書は、(1)の日時まで電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面により入札書を提出することを希望する場合は、平成25年12月20日(金)17時までに、環境省入札心得に定める様式2による書面を提出すること。

イ. 書面により入札書を提出する場合は、(1)の日時及び場所に、環境省入札心得に定める様式1による入札書を持参すること。電話、F A X、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

6. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低価格により落札者となった場合でも、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

7. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア. 提出期限 平成25年11月22日（金）17時まで
（持参の場合は、12時から13時を除く）

イ. 提出場所 4（1）の場所

ウ. 提出方法 持参又はFAXによって提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、平成25年11月29（金）17時までにFAXにより行う。

8. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子入札システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

9. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表する。

(2) 電子入札システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

環境省電子入札システムホームページアドレス <http://www.e-procurement.env.go.jp/>

ヘルプデスク 03-5348-4006

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記4（1）の場所に連絡すること。

◎ 添付資料

- ・別紙 環境省入札心得
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書

環境省入札心得 (工事以外)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子入札システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子入札システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子入札システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したのものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長殿と記載）及び「平成25年12月27日開札〔国立水俣病総合研究センターネットワークシステム構築及び機器貸借・保守等業務〕の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を開札日時までに提出すること。

(3) 電子入札システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人による入札及び開札の立会い

代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子入札システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

- (4) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子入札システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子入札システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

(複) 代理人

印

注) 代理人又は複代理人が入札書を持参して入札
する場合に、(複) 代理人の記名押印が必要。
このとき、代表印は不要 (委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名：国立水俣病総合研究センターネットワークシステム構築及び機器賃貸借・保守等業務
- 2 入札金額：金額 円
- 3 契約条件：契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項：暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：国立水俣病総合研究センターネットワークシステム構築及び機器賃貸借・保守等業務
- 2 電子入札システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子入札システムで参加する手続が完了していないため

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代 表 者 氏 名

印

代 理 人 住 所
(受任者) 所 属 (役 職 名)
氏 名

印

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 国立水俣病総合研究センターネットワークシステム構築及び機器賃貸借・保守等業務 の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名 印

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

国立水俣病総合研究センターネットワークシステム構築及び機器賃貸借・保守等業務 の入札に関する一切の件

契 約 書

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 鈴木 弘幸(以下「甲」という。)は、_____ (以下「乙」という。)と、「国立水俣病総合研究センターネットワークシステム構築及び機器賃貸借・保守等業務」(以下「業務」という。)について次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき業務を行うものとする。

2 契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、金 _____ 円(内消費税及び地方消費税の額 _____ 円)とする。

また、月額金は _____ 円(内消費税及び地方消費税の額 _____ 円)とする。

前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)

第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

(契約期間、賃貸借期間及び納入場所)

第3条 契約期間、賃貸借期間及び納入場所は次のとおりとする。

契約期間 平成25年 月 日から平成30年3月31日

賃貸借期間 平成26年4月1日から平成30年3月31日

納入場所 熊本県水俣市浜4058-18 国立水俣病総合研究センター

なお、乙は契約締結の日から賃貸借開始の日までに、装置を完全に使用できる状態にし、甲に引き渡すものとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(装置の保守等)

第5条 乙は、甲が装置を常時正常な状態で使用できるよう、誠意を持って善処しなければならない。

2 乙は、帰すべき理由によって装置が故障したときは、乙の負担において、速やかに装置を修理し、又は代替装置の確保等の措置を講ずる等、誠意を持って善処しなければならない。ただし、装置の保守の不完全又は故障が甲の責に起因する場合は、それに要する費用は甲の負担とする。

(装置の取替、改造、追加、返却及び移転)

第6条 甲は、装置の取替、改造、追加、返却及び頭書設置場所からの移転(以下「取替等」という。)を行おうとするときは、予め書面をもって乙と協議するものとする。

2 前項の装置の取替等に要する費用負担については、甲乙協議して決定するものとする。

3 第1項の規定によって賃貸借料その他この契約書記載の契約の内容を変更する必要があるときは、この契約の変更を行うものとする。

(他の機械器具の取付)

第7条 甲は、装置に他の機械器具を取付ける必要が生じた場合は、予め書面をもって乙の承諾を得るものとする。

(装置に使用する補給品)

第8条 甲は、装置に使用する補給品については、装置の規格に合致したものを使用しなければならない。

(善管義務)

第9条 甲は、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

(損害保険)

第10条 乙は、乙の負担において装置に動産総合保険を付保するものとする。

(再委任等の禁止)

第11条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第12条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第13条 乙は、ネットワークシステム構築作業終了後にその旨を書面により甲に通知しなければならない。また、毎月、装置の稼働について当該月分をとりまとめ甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第14条 乙は、毎月末日に甲の機器使用を確認した後、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、第14条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第17条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。
2 前項の規定により契約を解除するときは、第13条から15条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
 - 二 乙が第11条、第25条又は第26条の規定に違反したとき。
 - 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
 - 四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第19条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第18条第2

項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金等）

第20条 甲が第18条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第21条 甲は、第18条第2項、第3項又は第19条第2項の規定によりこの

契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第18条第2項、第3項又は第19条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(表明確約)

第22条 乙は、第18条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(かし担保)

第24条 甲は、第13条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

(秘密の保全)

第25条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第26条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令(昭和55年政令第22号)第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第27条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 熊本県水俣市浜4058-18
支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長 鈴木 弘幸

乙

平成 25 年度国立水俣病総合研究センターネットワークシステム
構築及び機器賃貸借・保守等業務に係る仕様書

1. 業務の目的

本業務は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 国立水俣病総合研究センター（以降研究センターという）におけるネットワーク構築、それに必要なハードウェアの賃貸借及びそれらハードウェアに係る保守等を行うことを目的とする。なお、業務を行うにあたっては、本仕様書及びシステム構築要件書を十分理解し、円滑に構築を行うこと。

2. 業務の内容

業務の概要は、以下のとおりである。

- (1) ハードウェア・ソフトウェアの調達
- (2) 構築・試験
- (3) ハードウェア・システム保守
- (4) 関連ドキュメントの作成

3. 業務履行期限

請負業務実施期間は、両者の合意による変更がない限り、契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、ハードウェア賃貸借及び保守業務は平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日とする。

4. 成果物（印刷物（紙媒体）又は電子媒体（DVD-R））

紙媒体：報告書 2 部（A4 版 300 頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）2 式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 国立水俣病総合研究センター 水俣病情報センター

請負者は開発等を行ったシステムに関する情報資産台帳を作成し報告すること。また、業務開始後、業務実施計画書を提出すること。なお、業務実施計画書は、作業体制、実施スケジュール、管理方法、コミュニケーション方法等を記載したものとし、下記の期間内に国立水俣病総合研究センターの承認を得ること。

(納品成果物)

・業務実施計画書	契約締結後7日以内
・賃貸借物件一覧	平成26年3月20日
・管理資料	平成26年3月20日
・各種詳細設計資料	平成26年3月20日
・運用管理資料	平成26年3月20日
・試験成績書	平成26年3月20日
・体制図	平成26年3月20日
・脆弱性診断結果書	平成26年3月20日

5. 瑕疵責任等

本業務において納品する全ての成果物は、納品完了のときから起算し1年間の保証期間を設けることとする。この保障期間内において、明らかに利用者側の原因によると判断される以外の異常については、請負者が、無償での修理、再インストール等、システムの正常稼働に必要な処置を行うこと。

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、国立水俣病総合研究センターが保有するものとする。
- (2) 請負者は、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について研究センター担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、研究センター担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、研究センター担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報

セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて研究センター担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、研究センター担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、研究センター担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者が本業務を遂行する上で必要な情報を委託先に対して開示する場合は、本業務以外の目的で使用しない機密保持義務を負わせること。

- (6) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

- (7) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. 情報セキュリティ対策の確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティ対策を確保するものとする。

- (1) 通信経路の分離

不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部と通信を行う電子計算機及び内部のみと通信を行う電子計算機を通信回線上で分離すること。

- (2) 不正通信の遮断

通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。

- (3) マルウェアの感染防止

マルウェア（ウイルス、ワーム、ポット等）による脅威に備えるため、マルウェアの感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見されるマルウェアに対応するために機能の更新が可能であること。

- (4) 構築時の脆弱性対策

情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。

- (5) 運用時の脆弱性対策

運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を行う方法（手順等）を備えること。

- (6) 証跡の蓄積・管理

情報システムに対する不正の検知、発生原因の特定に用いるために、情報シ

システムの利用記録、例外的事象の発生に関する証跡を蓄積し、6 か月間保管すること。

(7) 証跡の保護

証跡の不当な消去や改ざんを防止するため、証跡に関するアクセス制御機能を備えること。

(8) 時刻の正確性確保

不正行為の追跡や情報セキュリティ侵害時において証跡の解析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。

(9) 主体認証

情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体のうち、正当な利用者のみ認証を行う機能として、ID、パスワード認証等の簡易な主体認証方式を採用すること。

(10) 管理者権限の保護

アカウントの管理者による不正を防止するため、アカウントの管理権限を制御する機能を備えること。

(11) 情報の物理的保護

情報の漏えいを防止するため、リース満了時にはデータの消去ソフトや物理的破壊等による情報の完全廃棄を行うこと。

(12) 侵入の物理的対策

物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置(重要情報を扱う装置)については、安全区域に設置可能な設計とすること。

(13) システムの構成管理

障害・事故等の発生要因を減らすとともに、障害・事故等の発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成(ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報)が記載された文書を提出するとともに、文書どおりの構成とすること。

(14) システムの可用性確保

サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として2時間を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法または機能を備えること。

9. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、研究センター担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。また、質疑及び協議の結果はその都度、文書あるいは電子メールにて提出すること。

(2) 請負者への費用支払いについては、初年度構築費用（一時費用）を含め、月払いとし、1月に満たない期間については日割りによることとする。

(3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必ず「平成25年度国立水俣病総合研究センターネットワークシステム構築及び機器賃貸借・保守等業務に係る構築要件書」補足資料を、所定の手続きを経て研究センター内で閲覧すること。

資料閲覧の際は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から提示できない場合がある。

なお、「平成25年度国立水俣病総合研究センターネットワークシステム構築及び機器賃貸借・保守等業務に係る構築要件書」補足資料は以下のとおりである。これらの資料を閲覧した上で応札すること。

補足資料1：ネットワークシステム構成図（現在）

補足資料2：ネットワーク機器一覧

補足資料3：サーバ機器一覧

補足資料4：クライアント端末一覧

補足資料5：プリンター一覧

補足資料6：サーバ及びネットワーク機器仕様

補足資料7：ネットワーク概要図（更新）

補足資料8：仮想化環境概要図

連絡先：国立水俣病総合研究センター 水俣病情報センター

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 25 年 2 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 183 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 184 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は研究センター担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（2011 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2010 以下）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2010 以下）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) 研究センター職員端末（オフィス 2010 を導入）以外でもデータを利用する場合は、Word2003、Excel2003 バージョン以下とすることを推奨します。）
- (4) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (5) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (6) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては研究センター担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

平成25年度

国立水俣病総合研究センターネットワークシステム
構築及び機器賃貸借・保守等業務に係る

システム構築要件書

平成25年11月6日

国立水俣病総合研究センター

1. 共通事項

本業務を行うにあたっては、仕様書及び本システム構築要件書を十分理解し、円滑に構築を行うこと。

(1) 基本要件

本調達を行うにあたり、下記項目を基本的な要求要件とする。

- ア. 国立水俣病総合研究センター（以降、研究センターという）及び水俣病情報センター（以降、情報センターという）での作業時間は火～金の日中帯を基本とし、時間外の作業が必要である場合は事前に届出を行うこと。
- イ. 平成26年3月31日に全てのシステムを運用できるようにすること。
- ウ. 現状の接続状況や設備を考慮した更改を行うこと。
- エ. 設計、構築時において各種調整事項や問題点が発生した場合は、都度、「平成25年度国立水俣病総合研究センターネットワーク維持管理業務」の請負者および研究センター担当官と協議の上、円滑に更改作業を遂行すること。
- オ. システム更改内容について変更要求が出た場合は、別途協議により対応を検討すること。
- カ. 仕様を示された全てのシステムについて、納入、設定ができること。
- キ. 構築完了後、請負者の品質管理責任者による品質報告およびセキュリティ報告を実施すること。
セキュリティ報告には、専門的組織による脆弱性診断結果を添付するとともに、脆弱性が指摘された場合は、運用開始までに適切な対処を実施すること。
- ク. システム構築の成果として下記の内容について取りまとめ、下記に定めるとおり、研究センター担当官へ提出すること。なお、報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は別添による。

項目	資料
賃貸借物件一覧	管理台帳 (ハードウェア一覧 ソフトウェアライセンス一覧)
管理資料	操作マニュアル 製品添付マニュアル
各種詳細設計資料	ネットワーク構成図 (物理・論理構成) 電源収容、配線図 ラック搭載図 ネットワークサービス機能図 機器デザイン資料 (ネットワーク機器、サーバ機器) 各種設定資料 アプリケーションコンフィグ情報
運用管理資料	アカウント一覧、ライセンス登録・ユーザ登録一覧表、メーカーサポートサイト一覧等
試験成績書	単体試験成績書 結合試験成績書
体制図	保守体制図
脆弱性診断結果書	専門的組織による脆弱性診断結果書

- ク. サーバ及びネットワーク機器を設置する建物の名称と略名称は、下記のとおりである。本業務において仕様書及びシステム構築要件書記載の建物の名称は、特に指定がない限りは、略名称で表すこととする。

No.	棟名称	略称
1	臨床棟	臨床棟
2	管理研究棟	管理研究棟
3	リハビリテーション棟	リハビリ棟
4	ラジオアイソトープ実験棟	RI 棟
5	リサーチリソースバンク棟	バンク棟
6	国際研究協力棟	国際棟
7	共同研究実習棟	実習棟
8	水俣病情報センター	情報センター

(2) 現行システム概要

① 研究センターが保有するネットワーク等

当ネットワーク上には、インターネット接続機能、電子メール機能等センター職員・研究者用の「情報系システム」、水俣病関連の電子文書が管理された「図書情報文献検索システム」が稼働している。

現状における環境省LANシステム等に係る全体のネットワーク構成概略は「補足資料1. ネットワーク構成図 (現在)」のとおりである。

② ネットワーク機器等

現状設置されているネットワーク等の機器の構成は「補足資料2. ネットワーク機器一覧」のとおりである。

③ サーバ機器等

現状設置されているサーバ等の機器の構成は「補足資料3. サーバ機器一覧」のとおりである。

④ クライアント端末等

現状設置されているクライアント端末、共有端末及びモバイル端末のタイプは「補足資料4. クライアント端末一覧」のとおりである。なお、クライアント端末等は現在設置されているものを継続して使用するものとし、本業務の調達には含まない。

⑤ プリンタ

現状設置されているLAN接続のプリンタのタイプは「補足資料5. プリンター一覧」のとおりである。なお、プリンタは現在設置されているものを継続して使用するものとし、本業務の調達には含まない。

⑥ ハードウェア等設置作業場所及び作業場所における回線環境

導入作業における作業場所の回線環境は本システム要件書「2. ネットワーク基盤」【2.2.1 (2) エ. 及び2.2.2. (2)カ.】のとおりである。

⑦ 国立水俣病総合研究センターLANシステム等利用者数等

国立水俣病総合研究センターLANシステム等の利用者となりうる職員数は、22名、期間業務職員等が47名、計69名である (平成25年10月21日現在)。

(3) 設計要件

調達を行うにあたり、下記項目を基本的な設計要件とする。

- ア. セキュリティを確保した構成とすること。
- イ. 既設設備を有効に利用し不要な設備の追加及び工事に無駄が発生しないようにすること。
- ウ. ソフトウェアについては、サービス提供に支障がない範囲で最新のバージョンを適用すること。
- エ. 運用管理が容易な構成とすること。
- オ. 計画停止を除き、24時間365日連続運転を考慮した構成とすること。
- カ. 利用率増加に伴うデータ量増加に対応した拡張が容易に行える構成とすること。
- キ. 詳細設計作業着手時には、研究センター担当官が現行システム構成、新システム基本設計、新システムの要件の解説を行うとともに、システム構成、ネットワーク構成などの設計資料の提供を行う。新システムの詳細設計は、これらの情報を基に実施すること。
- ク. 機器には研究センター担当官が指定するホスト名を設定すること。
- ケ. 各物理、論理インターフェースには指定されたIPアドレスを設定すること。
- コ. ネットワーク構成に応じて、トランク接続により複数VLANを束ねて転送可能な設定とすること。
- サ. ネットワーク経由での運用管理を行うために必要なアクセスのみ可能な設定とすること。

- シ. ログイン、操作権限のモード切替え時に指定されたパスワードを設定すること。
- ス. 運用監視のために、NTP、SYSLOG、SNMP、メール通知等の設定をすること。
- セ. 各システムのログについては圧縮保存を活用するとともに、ローテーションの設定を行うこと。

(4) 構築・試験要件

調達を行うにあたり、サーバ等の設置場所を実際に確認した上で、運用可能な機器を調達することとし、下記項目を基本的な構築要件とする。

- ア. 機器の搬入及び設置は、安全且つ迅速に行うこと。
- イ. 旧機器の取り外し及び搬出は、安全且つ迅速に行うこと。
- ウ. 重量物の搬入出に当たっては、十分に養生を行うこと。
- エ. 構築作業において、現用環境に影響を及ぼさないように十分配慮すること。
- オ. 分電盤からの電力配線工事等が必要な場合は、請負者にて実施すること。また、必要に応じてブレーカー交換を実施すること。
- カ. 既存機器との並行運転となる構築時期において電源が不足する場合は、研究センター担当官が指定する分電盤を利用すること。その際に必要に応じてブレーカー交換、分電盤からの電力線配線工事等を実施すること。
- キ. 旧機器撤去後及び並行運転期間等に使用し、不要になったケーブル（電源、LAN）については撤去を行うこと。
- ク. 本調達で構築するすべての Windows サーバ、Linux サーバについて、サービス開始前の状態のバックアップを取得し、サービス開始前の状態へ短時間で復旧できるようにすること。バックアップデータを収めたメディアは研究センター担当官が保管する。
- ケ. 本調達で構築を行ったサーバ及びネットワーク等システムの操作説明やトレーニングについて特記事項がない場合には、システムごとに操作説明及びマニュアルの記載箇所、保管場所確認を行い、研究センター担当官への引継ぎを円滑に行うよう配慮すること。
- コ. 設計要件に従い、設定した内容についての単体動作試験及び関連する機器を接続しての結合動作試験を実施すること。
- サ. 冗長構成及び機器の冗長を行っているものについては、障害時を想定した障害試験を実施すること。
- シ. 外部ネットワークからの攻撃を考慮した脆弱性試験を行うこと。結果を明らかにすること。
- ス. サーバ室への機器設置について、研究センター担当官の作業スペースを考慮し設置すること。

(5) 移行要件

本調達を行うにあたり、下記項目を基本的な移行要件とする。

- ア. 既存サービスからの移行については、柔軟且つスムーズに移行できるよう注意を払うこと。
- イ. 移行作業にあたっては、運用中のサービスへの影響を考慮し、サービス停止・制限について最小限の影響に留めるよう十分に配慮すること。なお、作業日程については、研究センター担当官と調整を行い決定すること。
- ウ. 移行当日に、障害発生等により作業が中断した場合は、迅速にその原因を明らかにし、作業を再開できるようにすること。
- エ. 構築した各システム及び設定については試験を実施し、正常動作を確認すること。

(6) 保守要件

ハードウェア及びOS、ミドルウェアの保守については、下記の条件にて契約期間中行うものとする。但し、消耗品等は含まない。

- ア. 請負者は、提案機器及びソフトウェア製造元と、保守契約が締結されていることを示す書類を提出すること。但し、グループウェア製品の保守契約は本調達に含まない。
- イ. ハードウェアの保守受付時間は、平日8時30分から19時までの受付とする。
- ウ. ハードウェアの障害発生時には、障害通知後2時間以内に到着できる場所に、その障害に対応できる技術者が常駐していること。
- エ. 研究センター担当官が、以下の情報を閲覧出来る専用ホームページのサービスを提供すること。
 - ・問合せ対応履歴の提供
 - ・契約ソフトウェアに関する構成情報
 - ・契約製品の修正情報
 - ・契約製品の技術情報
 - ・他施設問合せ事例の検索

・契約機器の明細情報 ・契約製品の操作方法や障害回避措置

オ. 各問合せの受付は、電話/FAX/e-mail/専用ホームページサービスで受付が可能であること。回答は電話で行い、日本語で行うこと。

カ. システム全体のサーバ機のメンテナンスは、年に1回行うこと。必要に応じて通常の保守用部品の交換ならびに動作確認を行うこと。

キ. サーバ監視とし、下記の情報を24時間365日、メールで情報提供するリモート通報のサービスを提供すること。

ハード異常：サーバ管理コントローラ異常/ファン異常/電源装置の異常/
電源装置の電圧異常/メモリエラー/PCIバス異常、または、パリティ
エラー/CPU異常/アレイコントローラバッテリーの温度異常
温度異常：高温異常

ク. OSについては、障害に係るソフトウェアの修正データを提供すること。また、サポート対象ソフトウェアについては、最新の修正プログラムなどを提供すること。なお、修正データ等の適用については、「国立水俣病総合研究センターネットワーク維持管理業務」の請負者が行うものとする。

ケ. 保守体制図を提出し、これらのことが可能であることを証明すること。

(7) 研究センター担当官への引継要件

ア. 研究センター担当官に対して、サーバ操作方法について教授すること。

イ. 提供されるソフトウェアの全てについて、日本語マニュアル1部を提供すること。

ウ. 但し、日本語マニュアルが存在しない場合は、英語マニュアルを提供すること。

(8) その他の留意事項

ア. 搬入、据付、配線、調整、既存設備との接続に要する費用は、本調達に含まれる。

システムの切替時に併設が必要と判断された場合の併設にかかる各種工事費は、本調達に含まれる。

イ. 但し、電源に関しては一次電源は、研究センターが準備するものとし、二次電源に関しては、請負者が準備すること。

ウ. システム構築後、ネットワークの接続や、電源の接続が分かるドキュメントを提出すること。

エ. リース満了時の条件

リース期間満了時は、両者（研究センター及びリース会社）合意の上、再リース又は、リース物件（ソフトを除く）を適宜に買取販売出来るものとする。

リース期間満了後、機器等を返却する際には、原則として請負者が全ての機器を利用開始前の状態に復元し、リース会社の指定した場所まで返却する。

又、リース物件の返還に要する費用は請負者の負担とする。

機器が返却される際には、サーバ・パソコン等のハードディスクやメモリ等によりユーザーによって記録蓄積された全てのデータは、請負者の責任で利用開始前の状態（初期化）に戻し、リース会社に返却する。

リース会社は、リース終了物件を産廃物処理法、資源有効利用促進法等に遵守し適正に処理すること。

2. ネットワーク基盤

2.1 インターネット接続

(1) インターネット接続用機器

インターネット接続に使用する機器一覧

品名	設置場所	台数
Firewall	情報センター3F サーバ室	1台
Internet 接続ルータ	研究センター1F	1台

(2) 機能概要

インターネット接続に関する機能概要を以下に示す。

ア. インターネット接続とは、国立水俣病総合研究センターLAN（以降、NIMD-LAN という）とイン

ターネットを接続する基盤をいう。

イ. firewall はアノマリ型の異常検知方法で、脅威となるイベントを検知、遮断すること。

ウ. Internet とのアクセス制御をおこなうこと。

エ. Internet 接続ルータは、研究センター所有の光 Internet 回線を接続すること。

(3) 設計要件

設計に関する要件を以下に示す。

ア. Firewall のファイアウォール機能を有効化し、利用すること。

イ. Internet 接続ルータを研究センター1F に設置し、Firewall を情報センター3F コンピュータ室に設置するため、研究センターと情報センター間の WAN 回線を利用し接続することとなる。共有するネットワーク機器に Internet 接続用の設定を行うこと。また、情報センター及び研究センターの NIMD-LAN から直接 Internet 接続を行ってはならない。必ず Firewall を経由すること。

ウ. firewall については、障害発生後の保守交換時に、簡単に設定が可能となるようコンフィグのバックアップおよびリストアが可能であること。

エ. 指定されたポリシーに基づき、トラフィックの転送、拒否の設定を行うこと。

オ. Firewall については、研究センター管理官が指定するグローバル IP アドレスとプライベート IP アドレスの変換設定を適切に行うこと。

カ. Internet 接続ルータと研究センターL3 スイッチ間は 1Gbps で接続すること。

キ. Firewall と WAN 回線収容スイッチ間は 1Gbps で接続すること。

(4) 構築・試験要件

構築・試験に関する要件を以下に示す。

ア. 各種サービスの切替えに合わせ、必要に応じてネットワークの設定変更及び試験を行うこと。

イ. トラフィックの転送、拒否の制御がポリシー通りに行えているか試験を実施すること。

ウ. Firewall による、グローバル IP アドレスとプライベート IP アドレスの変換動作試験を実施すること。

エ. Internet 接続ルータは、インターネット回線接続時の ID パスワードの認証にて正常に接続していること。

(5) 移行要件

移行に関する要件を以下に示す。

ア. 移行に際して、移行日及び Internet 接続が切断される時間帯を研究センター担当官と協議の上決定すること。

イ. 研究センター担当官にてセンター内に周知を行うため、移行時の障害は速やかに対応し周知時間内に移行が完了するよう努めること。

(6) その他・特記事項

特になし。

2.2 NIMD-LAN 接続

2.2.1 情報センターネットワーク

(1) 機能概要

ア. 情報センターネットワークとは、情報センターで構成されたネットワークをいう。

イ. 情報センターL3 スイッチは、NIMD-LAN 基盤ネットワークのバックボーンとして機能し、Firewall 及び情報センターWAN スイッチとの接続を行うこと。

ウ. 情報センターWAN 接続用スイッチは、情報センターと研究センター間を WAN 回線 (ワイド LAN) を利用し接続すること。

エ. 各ネットワークスイッチは、無停電電源装置から電源を受電するよう接続すること。尚、無停電電源装置は、ネットワーク設置場所に 1 台設置すること。

【ハードウェア】

品名	設置場所	台数
情報センターL3 スイッチ	情報センター3F サーバ室	1 台

情報センターL2 スイッチ	情報センター1F EPS 情報センター3F サーバ室	2 台
情報センター WAN 接続用スイッチ	情報センター3F サーバ室	1 台
情報センター バックアップ用スイッチ	情報センター3F サーバ室	1 台
無停電電源装置	各スイッチスイッチ設置場所	3 台

(2) 設計要件

設計に関する要件を以下に示す。

- ア. 指定されたポリシーに基づき、トラフィックの転送、拒否の設定を行うこと。
- イ. 指定されたパケット最大値 (MTU) を設定すること。
- ウ. 機器の誤動作によるネットワークループを防止する設定を行うこと。
- エ. 動作要件が L3 スイッチである、情報センターL3 スイッチ ルーティング情報交換の設定を行うこと。
- オ. 各ネットワーク機器の主な動作要件を下表に記載する。

No	品名	動作要件	接続機器		通信速度
			上位接続機器	下位接続機器	
1	情報センター L3 スイッチ	L3	上位接続機器	Firewall	1Gbps
			下位接続機器	WAN 接続用スイッチ	1Gbps
				情報センターL2 スイッチ 各サーバ	1Gbps (光) 1Gbps×2
2	情報センター L2 スイッチ	L2	上位接続機器	情報センターL3 スイッチ	1Gbps (光)
			下位接続機器	パソコン、プリンタ等	1Gbps
3	WAN 接続用ス イ ツ チ	L2 タグVlan	上位接続機器	情報センターL3 スイッチ	1Gbps
			下位接続機器	研究センター向 ONU	1Gbps
4	バックアップ用 ス イ ツ チ	L2	上位接続機器	-	-
			下位接続機器	各種サーバ管理 各種サーバ iSCSI 無停電電源装置	1Gbps 1Gbps×2 1Gbps

(3) 構築・試験要件

構築・試験に関する要件を以下に示す。

- ア. 平成 26 年 1 月から平成 26 年 3 月の各種サービスの切替えに合わせ、必要に応じてネットワークの設定変更の実施及び試験を行うこと。
- イ. トラフィックの転送、拒否の制御がポリシー通りに行えているか試験を実施すること。
- ウ. 動作要件が L3 スイッチである、情報センターL3 スイッチ、ルーティング情報交換の試験を実施すること。

(4) 移行要件

移行に関する要件を以下に示す。

- ア. 移行に際して、移行日及びサービスが停止される時間帯を研究センター担当官と協議の上決定すること。
- イ. 研究センター担当官にてセンター内に周知を行うため、移行時の障害は速やかに対応し周知時間内に移行が完了するよう努めること。

(5) その他・特記事項

その他・特記事項を以下に示す。

2.2.2 研究センターネットワーク

(1) 機能概要

- ア. 研究センターネットワークとは、研究センターで構成されたネットワークをいう。

- イ. 研究センターL3スイッチは、NIMD-LAN 基盤ネットワークのバックボーンとして機能し、研究センター設置の各L2スイッチ及び情報センター側のネットワークと接続を行うこと。
- ウ. 研究センターL3スイッチは、情報センター向けWAN回線（ワイドLAN）を収容すること。
- エ. 各ネットワークスイッチは、無停電電源装置から電源を受電するよう接続すること。尚、無停電電源装置は、ネットワーク設置場所に1台設置すること。

【ハードウェア】

品名	設置場所	台数
研究センターL3 スイッチ	研究センター1F サーバ室	2 台
研究センターL2 スイッチ	研究センター1F 執務室 研究センター1F サーバ室 研究センター2F EPS 研究センター3F EPS 研究センター4F EPS RI 棟 国際棟 実習棟	8 台
無停電電源装置	各スイッチ設置場所	8 台

(2) 設計要件

設計に関する要件を以下に示す。

- ア. 指定されたポリシーに基づき、トラフィックの転送、拒否の設定を行うこと。
- イ. 指定されたパケット最大値（MTU）を設定すること。
- ウ. 機器の誤動作によるネットワークループを防止する設定を行うこと。
- エ. 研究センターL3スイッチ2台をスタック構成にて論理的に1台の装置として設定すること。
- オ. 動作要件が L3 スイッチである、研究センターL3スイッチによるルーティング情報交換の設定を行うこと。
- カ. 各ネットワーク機器の主な動作要件を下表に記載する。

No	品名	動作要件	接続機器		通信速度
1	研究センターL3 スイッチ	L3 スタック	上位接続機器	情報センター向け ONU	1Gbps
				Internet 接続ルータ	1Gbps
			下位接続機器	研究センターL2 スイッチ 1F 執務室	1Gbps (光)
				研究センターL2 スイッチ 1F サーバ室	1Gbps (光)
				研究センターL2 スイッチ 2F EPS	1Gbps (光)
				研究センターL2 スイッチ 3F EPS	1Gbps (光)
				研究センターL2 スイッチ 4F EPS	1Gbps (光)
				RI 棟	1Gbps (光)
国際棟	1Gbps (光)				
実習棟	1Gbps (光)				
2	研究センターL2 スイッチ 1F 執務室	L2	上位接続機器	研究センターL3 スイッチ	1Gbps (光)
			下位接続機器	パソコン、プリンタ等	1Gbps
3	研究センターL2 スイッチ 1F サーバ室	L2	上位接続機器	研究センターL3 スイッチ	1Gbps (光)
			下位接続機器	パソコン、プリンタ等	1Gbps
4	研究センターL2 スイッチ 2F EPS	L2	上位接続機器	研究センターL3 スイッチ	1Gbps (光)
			下位接続機器	パソコン、プリンタ等	1Gbps
5	研究センターL2	L2	上位接続機器	研究センターL3 スイッチ	1Gbps (光)

	スイッチ 3F EPS		下位接続機器	パソコン、プリンタ等	1Gbps
6	研究センターL2 スイッチ 4F EPS	L2	上位接続機器	研究センターL3 スイッチ	1Gbps (光)
			下位接続機器	パソコン、プリンタ等	1Gbps
7	RI 棟	L2	上位接続機器	研究センターL3 スイッチ	1Gbps (光)
			下位接続機器	パソコン、プリンタ等	1Gbps
8	国際棟	L2	上位接続機器	研究センターL3 スイッチ	1Gbps (光)
			下位接続機器	パソコン、プリンタ等	1Gbps
9	実習棟	L2	上位接続機器	研究センターL3 スイッチ	1Gbps (光)
			下位接続機器	パソコン、プリンタ等	1Gbps

(3) 構築・試験要件

構築・試験に関する要件を以下に示す。

- ア. 平成 26 年 1 月から平成 26 年 3 月の各種サービスの切替えに合わせ、必要に応じてネットワークの設定変更の実施及び試験を行うこと。
- イ. トラフィックの転送、拒否の制御がポリシー通りに行えているか試験を実施すること。
- ウ. ネットワークループの発生を考慮した運用上想定できる試験を実施すること。
- エ. 動作要件が L3 スイッチである、研究センターL3 スイッチはルーティング情報交換の試験を実施すること。
- オ. 研究用 L3 スイッチ 2 台を論理的に 1 台として動作することを確認すること

(4) 移行要件

移行に関する要件を以下に示す。

- ア. 移行に際して、移行日及びサービスが停止される時間帯を研究センター担当官と協議の上決定すること。
- イ. 研究センター担当官にてセンター内に周知を行うため、移行時の障害は速やかに対応し周知時間内に移行が完了するよう努めること。

(5) その他・特記事項

特になし。

3. サーバ基盤

3.1 仮想化サーバインフラ

(1) 機能概要

仮想化サーバ技術を利用したサーバ集約を行い NIMD-LAN で利用する各種サービス提供基盤とすることで、ハードウェアの運用効率を高めるものである。

仮想化サーバインフラで使用する物品を下表に記載する。

【ハードウェア】

No	品名	数量
1	仮想化ホストサーバ	2 台
2	仮想化管理/バックアップサーバ	1 台
3	仮想化サーバ用ストレージ	1 台
4	仮想化サーバ収容スイッチ 2.2.1 情報センターネットワークのバックアップ用スイッチと共用	1 台

【ソフトウェア】

No	品名	数量
1	仮想化ソフトウェア	2 台

2	仮想化管理ソフトウェア	1台

仮想化サーバインフラ上に構築するサーバについて、下表に記載する。

No	用途	台数	OS	備考
1	外部 DNS サーバ	1	Redhat ES 6 相当	
2	外部 DNS セカンダリ/WWW サーバ	1	Redhat ES 6 相当	
3	メールウィルスチェック/リレーサーバ	1	Redhat ES 6 相当	
4	内部 DNS/メール/グループウェアサーバ	1	Redhat ES 6 相当	
5	プロキシ/ウィルスチェックサーバ	1	windowsServer2012 相当	
6	Syslog サーバ	1	Redhat ES 6 相当	
7	ウィルス管理サーバ	1	windowsServer2012 相当	

(2) 設計要件

設計に関する要件を以下に示す。

- ア. 各種サーバの機能要件、信頼性要件を基に仮想化ホストサーバにゲスト OS をインストールすること。
- イ. 仮想化ホストサーバには、将来の拡張性や運用時の負荷変動を考慮し物理サーバ1台に対し6コア以上の CPU を搭載すること。
- ウ. 異常値やサービス停止時に研究センター担当官へ通知する機能を設定すること。
- エ. 仮想化ホストサーバ上に構築する各種サーバは、仮想化ソフトウェアの OS のテンプレート(クローン機能)を利用した構築計画を立案すること。
- オ. 仮想化サーバ用ストレージを構成する iSCSI インターフェースを複数の NIC を利用し、接続すること。仮想化ホストサーバのネットワーク構成は以下のように設定すること。

運用系ネットワーク	NIC2 個の冗長化
管理系ネットワーク	NIC2 個の冗長化
iSCSI 系ネットワーク	NIC4 個の冗長化
バックアップ用ネットワーク	NIC2 個の冗長化

 複数の NIC にて冗長化を行うが、耐障害性の観点から各 NIC は物理的に異なるデバイスや PCI カードで冗長化すること。
- カ. 仮想化サーバ用ストレージは、ディスクの増設の際に容量を拡張可能な構成であること。
- キ. 仮想サーバの OS 領域およびデータ領域は、すべて仮想化サーバ用ストレージを利用し構築すること。
- ク. 仮想化管理サーバの管理ソフトウェアにて、仮想化サーバのリソース割り当て、起動・停止及びバックアップなどを一元管理で実施できる設計を行うこと。
- ケ. 仮想サーバの各 OS において、セキュリティーを十分考慮した設定とし、不要なサービスの停止を行うこと。
- コ. 仮想化ホストサーバの仮想化ソフトウェアにおいて、フリーソフトウェアの利用はしないこと。
- サ. 仮想化ストレージの容量構成を下表に記載する。

No	RAID 構成	容量	利用区分	割当容量
1	900GB (10000rpmSAS) ×5	1300GB	外部 DNS サーバ OS 領域	100GB 以上
2			外部 DNS セカンダリ/WWW サーバ OS 領域	100GB 以上
3			メールウィルスチェック/リレーサーバ OS 領域	100GB 以上
4			内部 DNS/メール/グループウェアサーバ OS 領域	100GB 以上

5	(RAID1+0)	以上	内部 DNS/メール/グループウェアサーバメールボックス領域	500GB 以上
6			内部 DNS/メール/グループウェアサーバグループウェア領域	100GB 以上
7			プロキシ/ウィルスチェックサーバ OS 領域	100GB 以上
8			Syslog サーバ OS 領域	100GB 以上
9			ウィルス管理サーバ OS 領域	100GB 以上
10	1TB (7.2krpm) ×5 (RAID5)	2TB 以上	バックアップ領域	2TB 以上
11		2TB 以上	Log 領域	2TB 以上

(3) 構築・試験要件

構築・試験に関する要件を以下に示す。

- ア. 仮想化サーバ関連機器の構築は、ストレージ機器、サーバ機器ともに請負者の構築環境で初期設定、ハードウェア試験を行った上で 情報センターへ搬入すること。但し、納入スケジュール上の制約がある場合には、研究センター担当官と協議の上調整を行うものとする。
- イ. 平成 26 年 3 月下旬までに仮想化サーバの構築を完了し、各種サービス提供可能な状態とすること。
- ウ. 仮想化ホストサーバ上に構築されるアプリケーションに影響を与える試験項目（起動・停止、機能を含む各種試験、バックアップリカバリ試験）は、平成 26 年 3 月下旬までに実施し完了すること。

(4) 移行要件

移行に関する要件を以下に示す。

- ア. 既存のサーバを仮想環境へ移行する際に、P2V 等は利用せず、すべての仮想サーバを新規セットアップすること。
ただし、クローンにて新規インストールした仮想 OS をコピーすることは可能である。
- イ. 特別な理由で新規構築が困難な場合は、研究センター担当官と協議の上調整すること。（研究センター独自で開発またはカスタマイズされたパッケージを利用し、そのパッケージの移行が困難な場合など）
- ウ. 仮想化サーバインフラを利用した仮想サーバの移行は、各サービスの移行要件に記載する。

(5) その他・特記事項

その他・特記事項を以下に示す。

- ア. すべての仮想化インフラ上で稼働する仮想サーバが運用開始するまでに、設計段階で見込んだリソース量との差分を検証し、仮想サーバの稼働する物理サーバ割り当ての調整、チューニングを実施すること。

4. サービス基盤

NIMD-LAN ネットワークの各サーバで提供しているサービスをサーバ毎に記載を行う。

4.1 外部 DNS サーバ

(1) 機能概要

- ア. 外部 DNS サーバでは、以下のサービスを提供している。
 - ・ DNS サービス
 - ・ メールリレーサービス
- イ. DNS サービスは、外部公開サーバ機器 IP アドレスとホスト名 (FQDN) の検索、関連付け管理を行う DNS サービスを提供することを目的に、サービスを構成すること。

ウ. メールリレーサービスは、研究センター宛メールをメールウィルスチェック/リレーサーバへリレーすること。

エ. スпамメール対策として、amavisd glaylist 等の OSS ソフトウェアにて構成している。

(2) サービスの適用範囲

サービス適用範囲を以下に示す。

ア. NIMD-LAN ネットワークに接続された機器。

イ. 外部公開用のサーバの名前解決において、研究センター外部からの検索時にマスターサーバとして利用する。

ウ. メール受信サーバとして利用する。

(3) 設計要件

設計に関する要件を以下に示す。

ア. DNS サービスには、ディストリビュータ提供の最新版である BIND を用いること。運用管理を簡易化するため、BIND は OS 同梱のパッケージを利用すること。

イ. メールリレーサービスは、ディストリビュータ提供の最新版である postfix を用いること。

ウ. スпамメール対策として、オープンソースの glaylisting 及び amavisd を使い、スパム対策を行うこと。

エ. 端末からの DNS レコードの動的更新は許可しないこと。

オ. DNS クエリーにて外部 内部の検索を判断し、外部からの検索の場合は、再帰検索を拒否すること。

カ. セキュリティー対策を考慮し Linux 上の DNS サーバでは chroot 機能を利用すること。

キ. OS インストール領域は、仮想化サーバ用ストレージを利用すること。

ク. 各サービスにおいてセキュリティを考慮した設定にすること。

(4) 構築・試験要件

構築・試験に関する要件を以下に示す。

ア. Linux 上の DNS サーバの機能として、ドメイン管理機能、外部問合せ機能、ゾーン転送機能の設定と動作確認を行うこと。

イ. メールリレーの機能として、メール受信時に再送要求を送信元に送る機能、スパムメールと疑わしきメールはスパムフラグをヘッダに付加する機能または、件名にスパムと判断される文字列を付加する機能を設定し動作確認を行うこと。

ウ. メールリレーサーバにおいて、オープンリレーをしない設定と動作確認を実施すること。

エ. セキュリティー検査 (nessus と同等) を実施し導入時点でセキュリティに問題ないことを確認すること。

(5) 移行要件

移行に関する要件を以下に示す。

ア. 既存の DNS ゾーンデータの移行を実施すること。

イ. DNS サービスの中断時間を 1 時間以内に抑えるような移行計画を策定すること。

ウ. メールの送受信の中断を 1 時間以内に抑えるような移行計画を策定すること。

(6) その他・特記事項

特になし

4.2 外部 DNS セカンダリ/WWW サーバ

(1) 機能概要

ア. 外部 DNS セカンダリ/WWW サーバでは、以下のサービスを提供している。

- ・DNS サービス (セカンダリ)
- ・Web サービス
- ・Web 更新サービス (センター内向け)

イ. DNS サービスは、外部 DNS サーバの DNS サービスのセカンダリとして動作するよう構成すること。

ウ. Web サービスは、研究センター及び情報センターの公式ホームページサーバとして動作するよ

う構成すること。

エ. ホームページの Web 更新サービスとして、限定されたパソコンからのみ更新可能な設定を施すこと。

(2) サービスの適用範囲

サービス適用範囲を以下に示す。

ア. NIMD-LAN ネットワークに接続された機器。

イ. 外部公開用のサーバの名前解決において、研究センター外部からの検索時にセカンダリサーバとして利用する。

ウ. 公式ホームページのサービスを外部へ公開する。

(3) 設計要件

設計に関する要件を以下に示す。

ア. DNS サービスには、ディストリビュータ提供の最新版である BIND を用いること。運用管理を簡易化するため、BIND は OS 同梱のパッケージを利用すること。

イ. Web サービスは、ディストリビュータ提供の最新版である apache を用いること。

ウ. Web 更新サービスは、ディストリビュータ提供の最新版である FTP と SCP のどちらも利用可能とすること。

エ. 端末からの DNS レコードの動的更新は許可しないこと。

オ. セキュリティー対策を考慮し Linux 上の DNS サーバでは chroot 機能を利用すること。

カ. 外部 DNS サーバの DNS サービスとのゾーン転送機能を利用すること。

キ. Web サービスにおいて、cgi が動作可能であること。

ク. Web 更新サービスは、限定された更新者及び端末のみ更新可能とすること。

ケ. OS インストール領域は、仮想化サーバ用ストレージを利用すること。

コ. 各サービスにおいてセキュリティを考慮した設定にすること。

(4) 構築・試験要件

構築・試験に関する要件を以下に示す。

ア. Linux 上の DNS サーバの機能として、ドメイン管理機能、外部問合せ機能、ゾーン転送機能の設定と動作確認を行うこと。

イ. 外部 DNS サーバのゾーン情報の動的更新が可能であること。(ゾーン転送機能)

ウ. ホームページが正常に表示する設定と動作確認を行うこと。

エ. コンテンツのアップロード及びダウンロードが指定した端末のみ行うことができる設定と動作確認を実施すること。

オ. セキュリティー検査 (nessus と同等) を実施し導入時点でセキュリティに問題ないことを確認すること。

(5) 移行要件

移行に関する要件を以下に示す。

ア. マスターDNS サーバよりゾーンデータの転送にてゾーンデータの移行を実施すること。

イ. DNS サービスの中断時間を 1 時間以内に抑えるような切替計画を策定すること。

ウ. Apache サービス中断時間を 1 時間以内に抑えるような切替計画を策定すること。

エ. ホームページのコンテンツ移行は、請負者にて行い、研究センター担当官の確認後切替を実施すること。

(6) その他・特記事項

特になし

4.3 メールウィルスチェックリレーサーバ

(1) 機能概要

ア. メールウィルスチェックリレーサーバでは、以下のサービスを提供している。

- ・メールウィルスチェックソフトウェアについては、現行ソフトウェア (センター保有の Interscan Messagng SecuRItY Suite (以降 IMSS という)) を継続利用するため本調達には含

まない。

イ. IMSS は、Postfix と連携し、外部 DNS サーバからリレーされたメールのウイルスチェックを行う。

ウ. ウイルスチェック後、問題なしと判断されたメールのみを後述の内部 DNS/メール/グループウェアサーバへリレーする。

(2) サービスの適用範囲

サービス適用範囲を以下に示す。

ア. NIMD-LAN ネットワークに接続された機器。

イ. 外部へのメール送受信時のすべてのメールに適用

(3) 設計要件

設計に関する要件を以下に示す。

ア. IMSS は、現行運用のバージョンを最新化すること。

イ. メールサービスは、ディストリビュータ提供の最新版である Postfix。運用管理を簡易化するため、Postfix は OS 同梱のパッケージを利用すること。

ウ. ウイルスチェックに利用するリソースを十分考慮し、設計すること。

エ. OS インストール領域は、仮想化サーバ用ストレージを利用すること。

オ. 各サービスにおいてセキュリティーを考慮した設定にすること。

(4) 構築・試験要件

構築・試験に関する要件を以下に示す。

ア. Postfix において、オープンリレーをしない設定と動作確認を実施すること。

イ. IMSS において、最新のパターンファイル及び検索エンジンがアップデートされることを確認すること。

ウ. テストウイルスメールを送信し、ウイルス検知及び駆除を実施することを確認すること。その際に、ウイルス検知を研究センター担当宛メールにて通知すること。

エ. スпам検知機能において、ホワイトリストにてスパム判定をしない FQDN について動作を確認すること。

(5) 移行要件

移行に関する要件を以下に示す。

ア. 現行の IMSS の設定内容 (ホワイトリスト・通知メッセージ等) を新サーバへ移行すること。

イ. メールサービスの中断時間を 1 時間以内に抑えるような移行計画を策定すること。

(6) その他・特記事項

特になし

4.4 プロキシ/ウイルスチェックサーバ

(1) 機能概要

ア. プロキシ/ウイルスチェックサーバでは、以下のサービスを提供している。

・プロキシ/ウイルスチェックソフトウェアについては、現行ソフトウェア (研究センター保有の Interscan WebSecurity Suite (以降 IWSS という)) を継続利用するため本調達には含まない。

イ. IWSS は、所内端末のプロキシサーバとして動作し、Internet の Web 閲覧時のウイルスチェックを行っている。

ウ. IWSS は、ウイルスとして検知された情報を管理者宛に通知する機能を有している。

(2) サービスの適用範囲

サービス適用範囲を以下に示す。

ア. NIMD-LAN ネットワークに接続された機器。

イ. Internet への Web 閲覧時に適用

(3) 設計要件

設計に関する要件を以下に示す。

- ア. IWSS は、現行運用のバージョンを最新化すること。
- イ. ウィルスチェックに利用するリソースを十分考慮し、設計すること。
- ウ. ウィルス検知時に管理者へ通知する設計とすること。
- エ. ファイルのダウンロード時に、クライアントがタイムアウトにならない設計をすること。ただしソフトウェア上、タイムアウトが発生する場合、ダウンロードデータのサイズ及び時間の制限等を管理者へ説明すること。
- オ. ウィルスチェックなしでファイルのダウンロードが行える機能を設計すること。
(大きいサイズのダウンロードファイル等を一時的に許可する機能)
- カ. OS インストール領域は、仮想化サーバ用ストレージを利用すること。
- キ. 各サービスにおいてセキュリティーを考慮した設定にすること。

(4) 構築・試験要件

構築・試験に関する要件を以下に示す。

- ア. IWSS において、最新のパターンファイル及び検索エンジンがアップデートされることを確認すること。
- イ. テスト的にウィルスファイルをダウンロードし、ウィルス検知及び駆除を実施することを確認すること。その際に、ウィルス検知を研究センター担当宛メールにて通知すること。

(5) 移行要件

移行に関する要件を以下に示す。

- ア. 現行の IWSS の設定内容 (ホワイトリスト・通知メッセージ等) を新サーバへ移行すること
- イ. サービスの中断時間を 1 時間以内に抑えるような移行計画を策定すること。

(6) その他・特記事項

特になし

4.5 ウィルス管理サーバ

(1) 機能概要

ア. ウィルス管理サーバでは、以下のサービスを提供している。

- ・サーバ及びクライアントのウィルスチェックソフトウェアについては、現行ソフトウェア (研究センター保有の Symantec Endpoint Protection (以降 SEP という)) を利用するため本調達には含まない。

イ. SEP は、所内のサーバ及びクライアントウィルスソフトウェアを一元管理すると。

ウ. SEP は、サーバ及びクライアントへのウィルスパターンの配信などの集中管理が可能であること。

(2) サービスの適用範囲

サービス適用範囲を以下に示す。

- ア. NIMD-LAN ネットワークに接続されたサーバ及びクライアント機器。

(3) 設計要件

設計に関する要件を以下に示す。

- ア. SEP は、現行運用のバージョンを最新化すること。
- イ. クライアントウィルスチェックソフトの管理サーバを自動的に変更できる設計とすること。
- ウ. クライアントウィルスチェックソフトのインストールがオフラインで可能なように設計すること。
- エ. クライアントのウィルスソフトアップデートの計画を立てること。
- オ. OS インストール領域は、仮想化サーバ用ストレージを利用すること。
- カ. 各サービスにおいてセキュリティーを考慮した設定にすること。

(4) 構築・試験要件

構築・試験に関する要件を以下に示す。

ア. Windows8 に対応していることを確認すること。

イ. 既存管理サーバから導入予定の管理サーバへクライアントの切り替えを自動的に実施すること。

ウ. 自動的に切り替えが困難なクライアントが存在する場合、切り替え手順を準備し研究センター担当官へ連絡すること。(作業は研究センター担当官にて実施する)

エ. 導入サーバへもインストール動作確認を実施すること。

オ. 集中管理にて、クライアントの情報が確認できること。

カ. ウィルスを検知したクライアントの情報を研究センター担当官へ通知する機能の動作確認を行うこと。

(5) 移行要件

移行に関する要件を以下に示す。

ア. 現行の SEP の設定内容を新規サーバへ移行すること。

(6) その他・特記事項

特になし

4.6 内部 DNS/メール/グループウェアサーバ

(1) 機能概要

ア. 内部 DNS/メール/グループウェアサーバでは、以下のサービスを提供している。

- ・ intra.nimd.go.jp のイントラドメインの DNS サービス
- ・ 所員のメールボックスを保有するメールサービス
- ・ グループウェアサービス (現行サイボウズ Office7 を運用)

イ. DNS サービスは、サーバ機器 IP アドレスとホスト名 (FQDN) の検索、関連付け管理を行う DNS サービスを提供することを目的に、サービスを構成すること。

ウ. メールサービスは、所員のメールボックスを保有し、クライアントメーラソフトからの POP 受信及び SMTP 送信を目的にサービスを構成すること。

エ. グループウェアについては、導入時、運用中、価格等を検討し以下の現行ソフトウェア (サイボウズ Office7) の後継品である最新版のサイボウズ Office (仕様書作成時点では、サイボウズ Office 9) を利用する。グループウェアのソフトウェアは、研究センターにて準備するため本調達には含まない。

(2) サービスの適用範囲

サービス適用範囲を以下に示す。

ア. NIMD-LAN ネットワーク内の所員向けサービス。

(3) 設計要件

設計に関する要件を以下に示す。

ア. DNS サービスには、ディストリビュータ提供の最新版である BIND を用いること。運用管理を簡易化するため、BIND は OS 同梱のパッケージを利用すること。

イ. メールリレーサービスは、ディストリビュータ提供の最新版である postfix を用いること。

ウ. メール受信サービスとして、ディストリビュータ提供の最新版である dovecot を用いること。

エ. 所員 100 名の一人あたりのメールボックス容量を 5GB とし、設計すること。

オ. グループウェアのリソース (ディスク容量) を考慮した設計とすること。

カ. OS インストール領域は、仮想化サーバ用ストレージを利用すること。

キ. メールボックス領域およびグループウェア領域は、仮想化サーバ用ストレージを利用すること。

ク. 各サービスにおいてセキュリティーを考慮した設定にすること。

(4) 構築・試験要件

構築・試験に関する要件を以下に示す。

ア. DNS サーバの機能として、ドメイン管理機能、外部問合せ機能、の設定と動作確認を行うこと。

- イ. メールサーバ機能として、メールボックスを maildir 方式とし、設定と動作確認を実施すること。
- ウ. メールからのメール受信を POP IMAP を利用した受信機能の設定と動作確認を実施すること。
- エ. 現行グループウェア機能と同等の機能の設定と動作確認を行うこと。
- オ. メールサービスをグループウェアと連携し、Web ブラウザで動作するメールの設定と動作確認を実施すること。

(5) 移行要件

移行に関する要件を以下に示す。

- ア. 現行のメールユーザ ID とパスワードを移行すること。
- イ. 現行メールボックスを移行すること。
- ウ. 現行グループウェアからデータを移行すること。

(6) その他・特記事項

特になし

4.7 Syslog サーバの各種サービス

(1) 機能概要

ア. Syslog サーバでは、以下のサービスを提供している。

- ・Syslog サービス

イ. Syslog サービスは、サーバ及びネットワーク機器の syslog を収集し、蓄積する目的にサービスを構成すること。

(2) サービスの適用範囲

サービス適用範囲を以下に示す。

ア. NIMD-LAN ネットワーク内のサーバ及びネットワーク機器。

(3) 設計要件

設計に関する要件を以下に示す。

- ア. Syslog サービスには、ディストリビュータ提供の最新版である rsyslog を用いること。運用管理を簡易化するため、BIND は OS 同梱のパッケージを利用すること。
- イ. Syslog 蓄積について、ホスト名・年・月・日のディレクトリにてログを蓄積すること。
- ウ. サーバ log のほかに各種サービスのログも Syslog サーバに蓄積できるように設計すること。
- エ. サービスログにおいて Syslog 転送機能がないサービスは、syslog のログ蓄積領域に定期的にバックアップする方法で保存すること。
- オ. OS インストール領域は、仮想化サーバ用ストレージを利用すること。
- カ. Syslog 領域は、仮想化サーバ用ストレージを利用すること。
- キ. syslog サービスにおいてセキュリティーを考慮した設定にすること。

(4) 構築・試験要件

構築・試験に関する要件を以下に示す。

ア. syslog サービスの機能として、サーバ各種ログ、ネットワークログがホスト名、年、月、日に分かれて保存されていることを確認すること。

(5) 移行要件

移行に関する要件を以下に示す。

特になし

(6) その他・特記事項

特になし

4.8 仮想化管理／バックアップサーバ

(1) 機能概要

ア. バックアップサーバでは、以下のサービスを提供している。

・バックアップサービス

イ. バックアップサービスは、日本語ユーザインターフェイスを備え、ディスクからディスク、ディスクからテープへのバックアップが可能なソフトウェアを利用し、すべてのサーバのバックアップを目的に構成すること。

ウ. バックアップ保存先として、仮想化サーバ用ストレージのバックアップ領域として保有する物理容量 2TB の領域を利用すること。

エ. バックアップソフトウェアは、仮想化管理/バックアップサーバで動作するよう構成すること。

オ. 可変媒体である LTO テープへのバックアップを実施すること。

(2) サービスの適用範囲

サービス適用範囲を以下に示す。

ア. センターネットワーク内のサーバ機器。

(3) 設計要件

設計に関する要件を以下に示す。

ア. バックアップサーバとして、仮想化サーバのバックアップを可能とするよう設計すること。

イ. 惨事に備えて定期的なサーバのバックアップを自動取得する設計とすること。

ウ. 手動バックアップ手法を設計し、サーバ毎のバックアップを可能とすること。

エ. 手動バックアップに際して、サーバ内蔵または外付け LTO テープに取得するよう設計すること。

オ. バックアップの処理結果を研究センター担当官へ通知すること。

カ. バックアップ領域は、仮想化サーバ用ストレージの領域を利用すること。

(4) 構築・試験要件

構築・試験に関する要件を以下に示す。

ア. 仮想化サーバ用ストレージのバックアップ領域を自動バックアップ時にバックアップ領域として利用し、バックアップの動作確認を実施すること。

イ. 仮想化サーバを運用中にバックアップが可能となるよう設定し、動作確認を実施すること。

ウ. 手動バックアップにて、内蔵または外付け LTO テープにバックアップするよう設定し、動作確認を実施すること。

エ. サーバをバックアップからリストアし、正常にリストアできることを確認すること。

(5) 移行要件

特になし

(6) その他・特記事項

特になし

5. システム運用管理基盤

(1) 機能概要

ア. システム運用管理基盤は、研究センター担当官が本システムを管理運用する為に必要な事項を記述する。

(2) 運用管理適用範囲

運用管理適用範囲を以下に示す。

ア. NIMD-LAN ネットワーク内のサーバ機器/ネットワーク機器及び各種ソフトウェア

(3) 設計要件

設計に関する要件を以下に示す。

ア. メーカー提供のハードウェア監視ソフトウェアの設計を行うこと。

イ. Linux サーバへのリモートログインの設計を行うこと。

ウ. Windows サーバでは、リモートコンソールが利用できるよう設計を行うこと。

- エ. サーバのバックアップ処理の設計を行い、管理者への通知設定を行うこと。
- オ. ファイルのアップロード/ダウンロードが行えるよう設計すること。
- カ. サーバのアップデートが行えるように設計すること。

(4) 構築・試験要件

構築・試験に関する要件を以下に示す。

- ア. メーカー提供ハードウェア監視ソフトウェアの動作確認を実施すること。
- イ. Linux 全サーバへSSHを利用しログインできることを確認し、コンフィグの書き換え等サーバ操作が行えることを確認する。
- ウ. Windows 全サーバへリモートデスクトップ接続にてファイルの書き換えや再起動が行えることを確認する。
- エ. サーバのアップデートが正常に行えることを確認する。

(5) 移行要件

特になし

(6) その他・特記事項

特になし

補足資料

- 補足資料1・・・ネットワーク構成図 (現在)
- 補足資料2・・・ネットワーク機器一覧
- 補足資料3・・・サーバ機器一覧
- 補足資料4・・・クライアント端末一覧
- 補足資料5・・・プリンター一覧
- 補足資料6・・・サーバ及びネットワーク機器仕様
- 補足資料7・・・ネットワーク概要図 (更新)
- 補足資料8・・・仮想化環境概要図

